

全地連奨励賞 表彰規定

(総則)

第1条 全地連奨励賞（総称）の表彰はこの規定による。

(対象)

第2条 全地連奨励賞は、地質に関連した活動を通じ顕著な功績をなしたとみとめられるものに授与する。

(決定)

第3条 理事会あるいは常任理事会は、申請者から提出された申請書に基づいて、受賞者を決定する。

(授与)

第4条 全地連奨励賞は、会長が授与する。

付則 1. この規定は、平成20年4月25日より実施する。

2. この規定は、理事会の議決により変更することができる。